

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

2024 年診療報酬改定により、サポート 24 訪問看護ステーションは、東北厚生局に届けた出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認により利用者の診療・薬剤情報を取得・活用した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

（新）訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

これに関する施設基準は以下の通りです。

- 1, 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省命令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている事。
- 2, 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有している事。
- 3, 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している事。
- 4, 3 の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲示している事

個人情報の取り扱いについて

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為にガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を厳守し、個人情報の保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

資格情報の取り扱いについて

資格情報の提供はご利用者様および代理人の同意に基づいて行われます。同意なしのオンライン資格確認を行うことはありません。

2025 年 8 月 1 日
サポート 24 訪問看護ステーション
管理者 鈴木美江子